

開発事業主 受検担当者 各位

西宮市土木調査課

開発担当 (0798-35-3697)

【土木調査課 開発事業の完了検査*について】

1. あらかじめ準備していただくこと

※完了検査は、新旧の官民境界点の復元位置、点間距離や引照距離等を確認します。

※当日は、道路建設課及び水路治水課（水路の改築等が関連する場合のみ）の開発事業の各担当者も同時立会が必要です。

※原則、完了届の提出から1週間後の火曜日と木曜日の午後に実施します。

※なお、公共基準点に関し届出等の作業が必要な場合には、当課台帳整備チーム（0798-35-3675）との協議に基づき、届出等の手続きを終え、現地立会等の作業を完了していることが、当課から開発指導課への完了検査結果報告（検査済証）の送付に必要となりますので、ご確認下さい。

- ① 開発区域に係る新旧の官民境界点の全点の仮点表示（ペンキ・仮鉄等の設置）を行って下さい。
- ② 光波測定器、巻尺（30m～50m 以上・スチール製推奨）、下げ振り、水系を用意しておいて下さい。
- ③ 測定は、原則光波測定器です。巻尺による測定は、簡便に測定できる場合に限ります。
- ④ 検査の支障となる官民境界線上のフェンスや鉄板等の資材は撤去しておいて下さい。
- ⑤ 完了検査時、測定用人員として2名を手配しておいて下さい。

2. 完了検査結果報告（土木調査課 検済み証）の送付について

- ① 完了検査時、官民境界点を立会の上確認し、道路・水路の各担当課並びに当課で支障なしと判断できれば、境界標を埋設していただきます。

□ 西宮市「開発事業等におけるまちづくり条例」による協議物件の場合

境界標の埋設状況が確認できる写真（境界標位置図付き）の提出があり、かつ、まちづくり条例による用地提供（寄付）がある場合には、寄付関係書類の提出があった時点で、内部決裁を取り、土木調査課完了検査結果報告（検済み証）を開発指導課に送付いたします。（決裁期間2～3日）

□ 都市計画法第32条による協議物件の場合

境界標の埋設状況が確認できる写真（境界標位置図付き）の提出があった時点で、内部決裁を取り、土木調査課完了検査結果報告（検済み証）を開発指導課に送付いたします。（決裁期間2～3日）

後日、1週間以内位を目処に土地境界確認書等の帰属関係書類を提出下さい。

- ② 境界標の埋設及び埋設写真の提出は、別紙「開発 境界標埋設等について」(B)をご参照下さい。
- ③ 用地の寄付・帰属がある場合、関係書類の提出は、別紙「開発事業に係る道水路敷寄付・帰属関係書類要領」(C)をご参照下さい。

* ここでいう「完了検査」とは、西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例第22条第2項に基づく「確認」をいいます。